

査読過程として掲載される情報の利用方法に関する規程

2024年5月17日理事会制定

1. 総則

- 1.1. 本学会は、会員の相互研鑽を目的として、採択が決定した投稿論文の査読過程を掲載する。
- 1.2. 本学会および会員は、査読過程として掲載される情報の利用にあたり本規程を遵守しなければならない。
- 1.3. 本学会は、査読が行われ採択が決定した投稿論文の投稿者（ただし、複数著者による投稿論文の場合には著者全員）、査読委員、担当編集委員および編集委員長全員（以下、関係者全員と呼ぶ）の同意によって、査読過程として掲載される情報の著作権を譲り受けることとする。
- 1.4. 編集委員会は、著作権を譲渡された査読過程として掲載される情報を適切に管理する。
- 1.5. 本学会は、本規程を改定した場合、本規程改定日より前に著作権を譲り受けた査読過程として掲載される情報に対して、その改定内容を適用することはできない。ただし、本学会が関係者全員から別途同意を得た場合にはこの限りではない。

2. 査読過程として掲載される情報の範囲

- 2.1. 査読過程として掲載される情報には、査読委員のコメント、担当編集委員のコメント、それらのコメントに対する投稿者の応答が含まれる。ただし、当該コメントおよび応答の行われた日時、並びに、査読過程で用いられた論文草稿および資料等の付属物は含まれない。
- 2.2. 査読委員と担当編集委員が本人を示す情報（氏名、所属機関等）の掲載に同意する場合には、当該委員の本人を示す情報が査読過程として掲載される情報に含まれる。

3. 査読過程の掲載

- 3.1. 編集委員会は、査読過程として掲載される情報を本学会ホームページ内の会員ページに掲載する。
- 3.2. 編集委員会は、査読過程として掲載される情報を原則として無編集で掲載する。ただし、編集委員会によって編集が必要であると判断された場合にはこの限りではない。

4. 会員の利用方法

- 4.1. 会員は、査読過程として掲載された情報を閲覧できる。
- 4.2. 会員は、査読過程として掲載された情報を引用できる。
- 4.3. 投稿者（複数著者による投稿論文の場合には各著者）、査読委員または担当編集委員は、自らの学術活動の業績を示すことを目的に、所属機関等の限られた範囲に査読過程として掲載された情報を開示することができる。
- 4.4. 会員は、本学会の事前許可を得ることによって、査読過程として掲載された情報を用いて学術研究を行う等、4.1 から 4.3 に定める利用方法を超えてこれを利用することができる。

- 4.5. 会員は、査読過程として掲載された情報を本学会の許可なく本学会ホームページ内の会員ページの外部に公開してはならない。
- 4.6. 会員は、査読過程として掲載された情報に査読委員および担当編集委員本人を示す情報が記載されていない場合に、当該委員の本人を特定し公表してはならない。